ご注意

認定通知書で「項目別点数」の欄に色がついている項目*は再算定申請(減点)の対象項目です。

項目の状況に変更があった場合には、変更のあった日から 30 日以内に再算定(減点)の申請を管轄建設部に行ってください。申請を怠るとランクダウン (90 日間)となる場合もあります。

※ 常時雇用者確保については若年者等の追加加点分のみ再算定申請(減点)の対象項目となります。

— *	Δπ ⇒M
用語	解 説
入札参加可能	● 実際に貴社が入札に参加できるランクです。
ランク	● 「無」と表示されている場合は、ランクが一時取り消されているので、入札に参加できま ・ 、 、
	せん。
	【注意事項】
	「建築」「電気」「管」で決定格付けがAの場合、入札参加可能ランクは、A、B、Cの3ラ
	ンクとなります。
	ただし、「建築」と「管」においては、海草建設部管内(主たる営業所の所在地が和歌山市)
	の方は、決定格付けが A の場合、入札参加可能ランクは A、B の 2 ランクとなります。ま
	た、その他の方についても、和歌山市内発注の工事においては、A ランクの方は B ランクま
	で参加可能となります。
	なお、「土木」における決定格付けが A~C の方の直近下位ランクへの参加については、当
	面の間見合わせることとしているため、参加することができません。
決定格付け	● 現在、有効なランクです。
	● 総合点数による格付けに対して、「ランクダウン」「格付けの例外措置」などが反映したラ
	ンクとなっています。
	● また、格付けが一時取り消されている場合は、「欠格」と表示されています。
総合点数による	● 土 木:A (1,000 点以上)、B (880 点~999 点)、C (750 点~879 点)、D (750 点未満)
格付け	● 建 築:A (700 点以上)、 B (600 点~699 点)、C (600 点未満)
	● 電 気:A (660 点以上)、 B (520 点~659 点)、C (520 点未満)
	● 管 : A (690 点以上)、 B (580 点~689 点)、C (580 点未満)
	● その他:W
ランクダウン	● 該当事由により、90日間又はその事由が解消するまで、ランクが1つ下がります。
	● 最下位のランクや W ランクの状態でランクダウンが発生すると、格付けが一時取り消さ
	れることになりますのでご注意下さい。
格付けの例外措	● A ランクに格付けされるには、以下(1)(2)両方の対応が必須です。片方でも未対応の
置	場合、総合点数がAランクの基準を満たしていてもBランクとなります。
	(1)公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習の受講
	(2)独占禁止法の遵守体制の整備(以下4点すべて)
	①独占禁止法遵守マニュアルの作成
	②独占禁止法に関する継続的な研修の実施
	③監査体制としての担当部署や担当者等の設置
	④従業員が相談・通報等できる窓口の設置
	● 技術者が1名の業種については、2名以上となるまでの間、総合点数に関わらず、「土木」
	についてはDランク、「建築」「電気」「管」についてはCランクとなります。
格付け一時取り	● 該当事由により格付けが一時取り消されると、その事由が解消するまで入札に参加できま
消し	せん。

「ランクダウン」「格付けの例外措置」が行われている場合の解消手続について

今回の認定において、ランクダウンや格付けの例外措置(以下「ランクダウン等」と言います。)が行われている場合にそれを解消するための手続は項目ごとに以下のとおりとなっています。<u>管轄建設部に書類を提出いただけば、県の手続が完了次第、ランクダウン等解消後のランクを記載した認定通知書を交付します。(総合点数の再算定と異なり、ランクダウン等の解消は随時行います。)</u>

(1) 社会保険の未納によるランクダウン

「ランクダウン事由の解消の報告書」及び入札参加資格審査申請の際に提出いただく「社会保険料納入確認(申請)書(和歌山県提出用)」(申請人欄のみ記入、対象期間は未記入)を提出してください(県から日本年金機構に確認します。)。また、上記様式を管轄の年金事務所に直接ご持参いただいて、証明を受けることもできます。この場合には証明書(原本)を提出してください。

(2) 労働保険の未納によるランクダウン

「ランクダウン事由の解消の報告書」及び入札参加資格審査申請の際に提出いただく「労働保険料納付証明書(和歌山県提出用)」(申請人欄のみ記入)および「雇用保険適用事業所設置届事業主控(写し)」を提出してください(県から労働局に確認します。)。また、上記様式を和歌山労働局に直接ご持参いただいて、証明を受けることもできます。この場合には証明書(原本)を提出してください。

(3) 技術者が1名による格付けの例外措置

当該業種に対応する技術者が2名以上となる「建設業許可に係る変更届」又は「変更用・技術職員登録書」 (様式第5号)を提出する際、同時に「格付けの例外措置事由の解消の報告書」を必ず提出して下さい。

(4) 暴力団等排除取組なしによる格付けの例外措置

「格付けの例外措置事由の解消の報告書」及び公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習の受講証の写しを提出してください。

なお、講習会の日程等については公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター(073-422-8930)にご相談ください。

(5) 独占禁止法の遵守体制の整備なしによる格付けの例外措置

「独占禁止法遵守のための研修(講習)の実施(参加)報告書」、「独占禁止法に関する研修会(講習会)と わかる受講証明書又は参加した研修会(講習会)資料の写し(3枚)」および「『独占禁止法の遵守体制の整備』 に係る評価基準に基づく独占禁止法遵守マニュアルの写し」を提出してください。

- (6) 外注費の割合が95%以上で、かつ当該業種の技術者が1名以下による格付けの一時取り消し
 - ① 当該業種に対応する技術者が2名以上になる場合

当該業種に対応する技術者が2名以上となる「建設業許可に係る変更届」又は「変更用・技術職員登録書」(様式第5号)を提出する際、同時に「格付けの取消し事由の解消の報告書」を必ず提出して下さい。

② 外注費が95%未満になる場合

外注費が95%未満になる決算の「建設業許可に係る変更届」(決算変更届)を提出する際、同時に

「格付けの取消し事由の解消の報告書」を必ず提出して下さい。

ホームページのご案内

入札参加資格に関する重要なお知らせを掲載するページを下記の URL に設けています。和歌山県に入札参加している方は、このページをブラウザ (Google Chrome 等)のブックマーク (お気に入り) に登録して、週に一度程度確認していただくことを強くお奨めします。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/nyusanjouhou/index.html